

◎ 地方創生の観点から、中高年齢者が希望に応じて地方や「まちなか」に移り住み、地域の住民（多世代）と交流しながら、健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができる地域づくりを目指す。

## 1. 中高年齢者の希望に応じた住み替えの支援

- ・ 東京圏等大都市から地方への移住にとどまらず、地域内で近隣から「まちなか」に住み替えるケースも想定。
- ・ 入居者は、中高年齢期の早めの住み替えや地域での活躍を念頭に置き、50代以上を中心。
- ・ 移住希望者に対し、きめ細やかな支援（事前相談、お試し居住など）を展開。

## 2. 「健康でアクティブな生活」の実現

- ・ 健康時からの入居を基本とし、健康づくりや就労・生涯学習など社会的活動への参加等により、健康でアクティブな生活を目指す。

## 3. 地域住民（多世代）との協働

- ・ 地域社会に溶け込み、入居者間の交流のみならず、地域の若者等多世代との協働ができる環境を実現。大学等との連携も。

## 4. 「継続的なケア」の確保

- ・ 医療介護が必要となった時に、人生の最終段階まで尊厳ある生活が送れる「継続的なケア」の体制を確保。

## 5. 地域包括ケアシステムとの連携

- ・ 受入れ自治体において、地域包括ケアシステムとの連携の観点から、入居者と地元住民へのサービスが一体的に提供される環境を整備（既存福祉拠点の活用、コーディネーター兼任等）することが望まれる。空き家など地域のソフト・ハード資源を積極的に活用することも。

従来の高齢者施設等		「生涯活躍のまち」構想
主として要介護状態になってから選択	居住の契機	健康時から選択
高齢者はサービスの受け手	高齢者の生活	仕事・社会活動・生涯学習などに積極的に参加（支え手としての役割）
住宅内で完結し、地域との交流が少ない	地域との関係	地域に溶け込んで、多世代と協働

有識者会議  
「最終報告」  
とりまとめ  
(平成27年12月11日)



◎ 「生涯活躍のまち」の制度化が盛り込まれた「地域再生法の一部を改正する法律」が成立（平成28年4月20日施行）

※認定された地域再生計画（生涯活躍のまち形成事業関係）数：12計画

〔北海道函館市、青森県弘前市、茨城県阿見町、石川県白山市、山梨県都留市、長野県佐久市、兵庫県三木市、鳥取県南部町、岡山県奈義町〕  
〔徳島県三好市、福岡県北九州市、大分県別府市〕

◎ 関係府省からなる支援チームの立ち上げ（平成28年3月11日）

※対象自治体数：7自治体（岩手県雫石町、新潟県南魚沼市、石川県輪島市、山梨県都留市、長野県佐久市、鳥取県南部町、福岡県北九州市）

◎ 地方創生推進交付金等による先駆的な取組の支援

※地方創生推進交付金の活用状況（生涯活躍のまち分野） 51事業（2県48市町）

※地方創生拠点整備交付金の活用状況（生涯活躍のまち分野） 30事業（27市町村） ⇒ 計：81事業（2県65市町村）

⇒ 「生涯活躍のまち」の取組を進めている地方公共団体数：100団体（2020年）を目指す。

# まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016改訂版） アクションプラン（個別施策工程表）（抄）

（２）地方への新しいひとの流れをつくる

（ウ）地方移住の推進

## （２）-（ウ）-③ 「生涯活躍のまち（日本版 CCRC）」構想の推進

### ●現在の課題

- 東京都在住者のうち、50代男性の半数以上、50代女性及び60代の約3割が地方への移住の意向を示している（内閣官房「東京在住者の今後の移住に関する意向調査」（2014年8月））。
- 「生涯活躍のまち（日本版 CCRC（注））」は、中高年齢者が希望に応じて地方や「まちなか」に移り住み、地域住民と交流しながら、健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができるような地域づくりを目指すものであり、2016年4月に地域再生法（平成17年法律第24号）に「生涯活躍のまち形成事業」を位置付け、これまでに12市町、12の地域再生計画の認定を行っており、本計画に基づき、「生涯活躍のまち」の実現に向けた地方公共団体の取組が進んでいるところ。
- また、「生涯活躍のまち」構想の推進意向を示している地方公共団体（236団体）のうち、取組を進めている地方公共団体は約3割（71団体）である（2016年10月1日時点）。
- 中高年齢者の希望の実現や地域の特性に応じたまちづくりを通じて、地域の創生を図ることの重要性が十分に広まっていないことや、構想を推進する意向のある地方公共団体が取組を円滑に進めていくための人材、ノウハウ等が不足していることが課題として挙げられる。

（注）Continuing Care Retirement Community の略。

### ●必要な対応

- 関係府省が参画する「生涯活躍のまち形成支援チーム」において、地域の課題やニーズの把握・検討を進めるとともに、2016年度中に「生涯活躍のまち」づくりを担う人材の育成カリキュラムの開発、ビジネスモデルの調査・研究等を行う。

### ●短期・中長期の工程表

	2016年度まで	2017年度以降（2019年度まで）
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「生涯活躍のまち形成支援チーム」の設置（2016年3月）</li> <li>○改正地域再生法の施行（「生涯活躍のまち形成事業」の創設）（2016年4月）</li> <li>○「生涯活躍のまち」づくりを担う人材の育成カリキュラムの開発、ビジネスモデルの調査・研究等の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「生涯活躍のまち」構想を推進する意向のある地方公共団体の取組が一層円滑に進むよう、ノウハウ等の収集・蓄積・情報提供等を実施</li> </ul>
2020年 KPI （成果目標）	○「生涯活躍のまち」構想についての取組を進めている地方公共団体数：100団体	

# 「生涯活躍のまち」に関するこれまでの主な動向

平成27年 2～12月	○日本版C C R C構想有識者会議による議論 (平成27年12月:「生涯活躍のまち」構想最終報告とりまとめ)
平成28年 2月	○「地域再生法の一部を改正する法律案(※)」閣議決定・国会提出 ※地方創生推進交付金、生涯活躍のまち形成事業等の創設を内容
3月	○第1回生涯活躍のまち形成支援チーム
4月	○改正地域再生法の成立・施行
6月	○第2回生涯活躍のまち形成支援チーム ○生涯活躍のまち形成支援チーム ワーキングチーム (関係府省を交えて、対象自治体からヒアリング)
8月	○第39回地域再生計画認定 ・生涯活躍のまち形成事業関係:10市町、10計画 ・地方創生推進交付金(生涯活躍のまち分野)事業数:35事業(2県32市町)
11月	○生涯活躍のまち形成支援チーム ワーキングチーム (現地にて、対象自治体からヒアリング)
11～12月	○第40回地域再生計画認定 ・生涯活躍のまち形成事業関係:2市、2計画 ・地方創生推進交付金(生涯活躍のまち分野)事業数:17事業(17市町うち変更1件) ○「生涯活躍のまち」に関する意向等調査結果(速報) ・取組の推進意向がある地方公共団体:236団体 ・既に取り組を開始している団体:71団体
平成29年 2月	○第41回地域再生計画認定 ・地方創生拠点整備交付金(生涯活躍のまち分野)事業数:30事業(27市町)
3月	○第3回生涯活躍のまち形成支援チーム